

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：毛原の棚田保全協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

毛原の棚田

棚田地域振興法（令和元年政令第76号）に定める棚田地域の要件に該当する20分の1以上一団の棚田は5.07ha
範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止・削減

- 令和11年度までに毛原の棚田における耕作放棄率を20%から10%に減少させる。

イ 担い手の確保

- 令和11年度までに毛原の棚田の保全に取り組む関係人数を30人から50人に増加させる。

棚田オーナー10組以上の維持、新規就農者2名の増加を図る。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- 令和11年度までに、棚田米「鬼力の棚田米」ブランドとしての販売（ふるさと納税、イベント販売等の直販）を500kgから1,000kgへ増加する。

イ 自然環境の保全・活用

- 令和11年度までに毛原の棚田で実施している10アールの農地で環境保全型の農業（有機農業等）を維持する。
- 毛原の棚田で都市住民に向けた自然ふれあいイベントを企画し（例：田植え、稻刈り体験会、自然観察・里山ウォーキング・キャンプ体験・ドローン体験等）年間130人の参加者を確保する。
- 令和11年度までに、共同で有害獣の防護柵、電気柵の補修・改修を行い毛原の棚田の獣被害面積を1.0haから0.5haに減少させる。

ウ 良好的な景観の形成

- 毛原の棚田で、景観形成及び維持のための活動を、地域住民の共同活動として年4回、延べ40人を維持して取り組む。

エ 伝統文化の継承

- 令和11年度までに毛原の棚田で御田植祭、収穫能楽奉納、古道の散策等のイベントを開催し、100人の来訪者を誘客する。

- ・氏神（大岩神社）の豊作祈願などの祭礼の開催を継続する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和11年度までに棚田オーナーを10組から12組に、企業など農地トラスト会員を1組から2組に増加させる。
 - ・毛原の棚田で田植え、稲刈りなどの農村交流体験イベントを継続して現状の年間2回開催し、年間200人の参加者を維持する。
 - ・毛原の棚田からICTを活用して情報発信を行うことで関係人口の拡大を図り、集落の活性化につなげる。
 - ・令和11年度までに毛原の棚田地域における新規移住・定住者1組を迎える。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田のキャンプ体験会、縁側喫茶、ピザづくり体験会を継続開催し、来訪者を100人に増加する。
- ・令和11年度までに、食品加工所（毛楽里）で製造した加工食品および地元野菜を集落内のレストラン、JA直売所などで販売し、売り上げ増加を図る。
- ・令和11年度までに毛原の棚田地域における農泊の取組を行い、新たに年間20人の宿泊者を確保する。

ウ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・令和11年度まで地酒「大鬼」の原料である酒米「五百万石」の栽培（現状20アール）を維持する。
- ・復刻版「黒豆の粕漬け」「鬼のぼりぼり」など食品加工所「毛楽里」での加工品の種類、販売量の拡大し売上額80万円を維持する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止・削減

- ・草刈りサポーター、ボランティア、棚田オーナー制度等を活用しながら、毛原の棚田の草刈り、耕耘など維持管理や復田作業を行う。また、里山の管理、灌漑水路など一体的な維持管理を実施する。

イ 担い手の確保

- ・棚田オーナー制度等を活用しながら、外部からの新たな担い手を確保し、地元農家が営農指導を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

- ・棚田米のブランド化を図るとともに、ふるさと納税の返礼品への出品、「毛楽里」の加工食品などインターネット販売の拡充や各種イベントで出店販売するなど販路を拡大する。
- ・毛原の棚田で、大江町の地酒「大鬼」の原料である酒米「五百万石」の栽培を継続する。

イ 自然環境の保全・活用

- ・毛原の棚田で環境保全型の農業（水稻の有機農業）の栽培面積を拡大する。
- ・毛原の棚田はゲンジ螢、ゲンゴロウ、モリアオガエル等の貴重な生息（生育）場所となっており、こうした生物多様性を活かし、自然ふれあいイベント（自然観察、里山ウォーキング等）やエコツーリズムを実施する。
- ・毛原の棚田地域で有害獣防止柵、電気柵を順次補修することと併せて、行政、福知山公立大学の支援を得てＩＣＴを活用し、赤外線カメラを7箇所設置し、より有効な鳥獣被害対策を推進する。

ウ 良好的な景観の形成

- ・地域の女性と協力し、毛原の棚田にスイセンなどを植栽し景観保全する。
- ・毛原の棚田において、畦畔の除草や水路の掃除等の困りごとを集落外の住民に呼びかけて、ヘルプツーリズムとして共同活動に取り組む。

エ 伝統文化の継承

- ・毛原の棚田で歴史を育んできた氏神の大岩神社、岩姫神社の維持保全を行い豊作祈願などの祭礼を開催する。また、能楽師の支援を得て新たな伝統文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・新型コロナ渦での教訓を生かし棚田オーナー制度の継続発展に向けて協議し受け入れ体制の充実を図る。
- ・毛原の棚田ワンダービレッジプロジェクトと連携し、交流人口の増加に向け農村交流体験イベントを実施するとともに、関係人口の増加に向けて毛原村民登録を進める。イベント参加者にＳＮＳの登録を促し、次回以降のイベントへの参加を促進する。
- ・棚田の知名度アップと米の販売促進を目的に、福知山公立大学と連携し地域通貨「けーら」をより進化した「お米通貨」の発行に向けて検討する。
- ・毛原の棚田及び周辺地域で、空き家の活用でお試し移住イベントを実施するなど、移住・定住者の増加を図る。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・毛原の棚田ワンダービレッジプロジェクトと連携し、棚田キャンプ・棚田の散策、ドローン体験会等を開催する。
- ・毛原の棚田集落内のWi-Fi化、ゲストハウスの宿泊、公会堂のトイレ、浴槽・シャワー設備を活用するなど、農業体験、観光客の受入体制を整備する。
- ・レストラン、加工所「毛楽里」での直売やブルーベリー農園、ブラックベリー

農園での誘客など、体験、観光で収益を得る仕組みを構築する。

- ・毛原の棚田地域において、空き家、古民家の再生・活用によって農泊の取組み軒数を増加させるとともに、隣接する集落にある宿泊施設とタイアップして宿泊需要を喚起する。

ウ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・食品加工所「毛楽里」で果樹、黒大豆などを原料とした加工食品の開発・製造
 - ・販売に取り組むとともに、近隣の活性化イベントに参加し、新たな販路を開拓する。併せて、レストラン店頭で販売し、地域内の生産・消費循環を促進する。
- ・地酒「大鬼」の原料である酒米五百万石の栽培面積を維持する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

毛原の棚田保全協議会は福知山市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人などで構成。

参加者の名称又は氏名については、

「別添5 毛原の棚田保全協議会規約は別紙のとおり」

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項